

## 国土交通省 乗務後自動点呼 認定第1号

認定番号：JG22-001 名称「点呼+ ロボット版 unibo(NRTAP200U)」

認定番号：JG23-002 名称「点呼+ デスクトップ版(NDKAP200J)」

認定番号：JG23-005 名称「点呼+ ロボット版 Kebbi(NRTAP200K)」

【Ver.4.0.0】

# 運行管理高度化

～ 国土交通省の取組と点呼+ ～

国土交通省 中小トラック運送業のための ITツール活用ガイドブック 掲載  
全日本トラック協会 自動点呼機器導入促進助成事業 対象商品

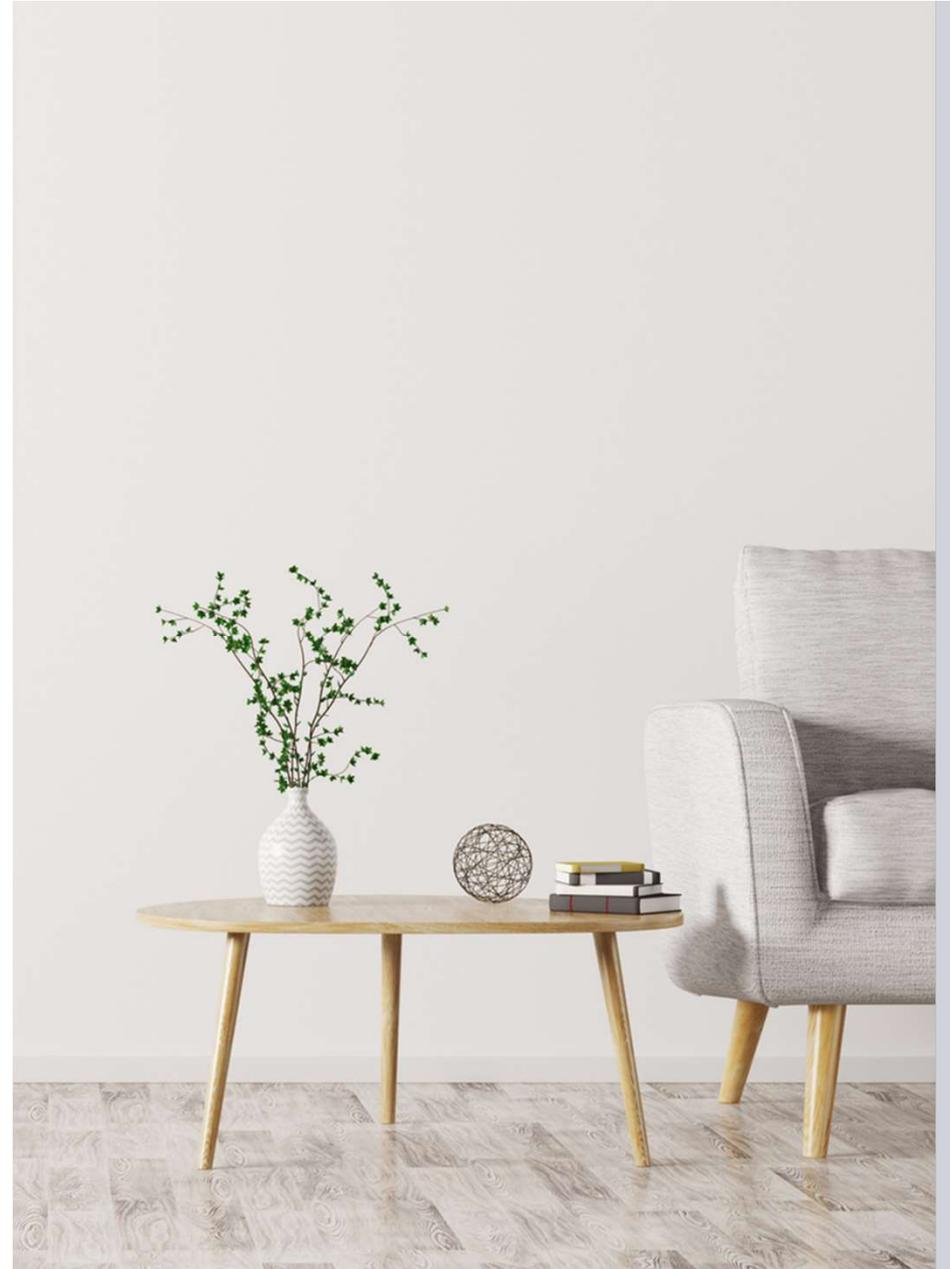
TOTAL SOLUTION NAVIGATOR  
**nav assist**  
ロジスティクス事業部 営業部

# 本日お伝えしたいこと



1. 業務後自動点呼
2. 業務前自動点呼
3. 点呼+でできること

# 1. 業務後自動点呼



# 1. 業務後自動点呼

## 業務後自動点呼を行うには

自動点呼実施予定日の**原則10日前**に、  
管轄する運輸支局長等に**届出書**を提出すること。

## 添付書類

- **非常時**に対面点呼または実施が認められている点呼を行うことができる**体制が分かる書類**
- 自動点呼**機器**の設置場所及び**設置状況が分かる書類**
- **監視カメラ**の設置場所が分かる書類

■ 国土交通省 運行管理高度化検討会のサイト  
(文末に遠隔点呼、業務後自動点呼の実施に関する情報が記載されております)  
[https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha\\_tk2\\_000082.html](https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_tk2_000082.html)

別紙 10

### 業務後自動点呼の実施に係る届出書

令和 年 月 日

〇〇運輸局 〇〇運輸支局長 殿

住所  
氏名又は名称  
代表者氏名  
(連絡先) 担当者氏名  
(連絡先) 電話番号  
(連絡先) FAX

業務後自動点呼を下記のとおり行いたいので関係書類を添えて届出します。

記

1. 業務後自動点呼を行う貨物自動車運送事業の種類 (該当するものに○をつけること)  
一般貨物・特定貨物

2. 営業所・車庫の名称等

営業所・車庫の名称	営業所・車庫の位置	使用する機器の名称 (製品番号) ※国土交通省の認定を受けている場合は認定番号 についても記載。

3. 業務後自動点呼開始予定日 令和 年 月 日

4. 留意事項 (次の項目に該当する場合は、□にチェック (✓) を記入すること)

□ 対面による点呼と同等の効果を有するものとして国土交通大臣が定める方法を定める告示 (令和5年国土交通省告示第266号) に規定されている要件を遵守します。

5. 添付書類

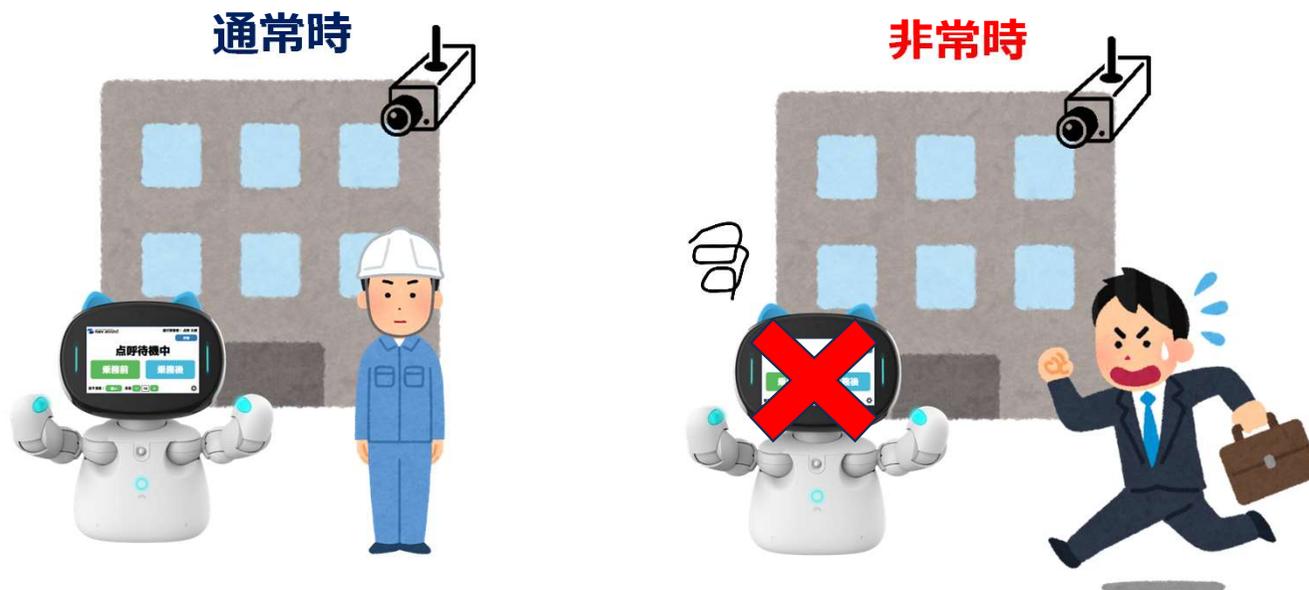
- ・ 非常時に対面点呼又は実施が認められている点呼を行うことができる体制が分かる書類
- ・ 自動点呼機器の設置場所及び設置の状況が分かる書類
- ・ 監視カメラの設置場所が分かる書類

# 1. 業務後自動点呼

## 非常時の体制

非常時に対面又は実施が認められている点呼を行うことができる体制が分かる書類

- ① 運行管理者等が**不在**でも**必ず連絡が取れる連絡先**と  
連絡が取れた管理者等が事務所に出向き**対面点呼を実施する旨の記載**があるもの
- ② IT/遠隔点呼等が認められている事業者は、対面の代わりにIT/遠隔で実施も可能。



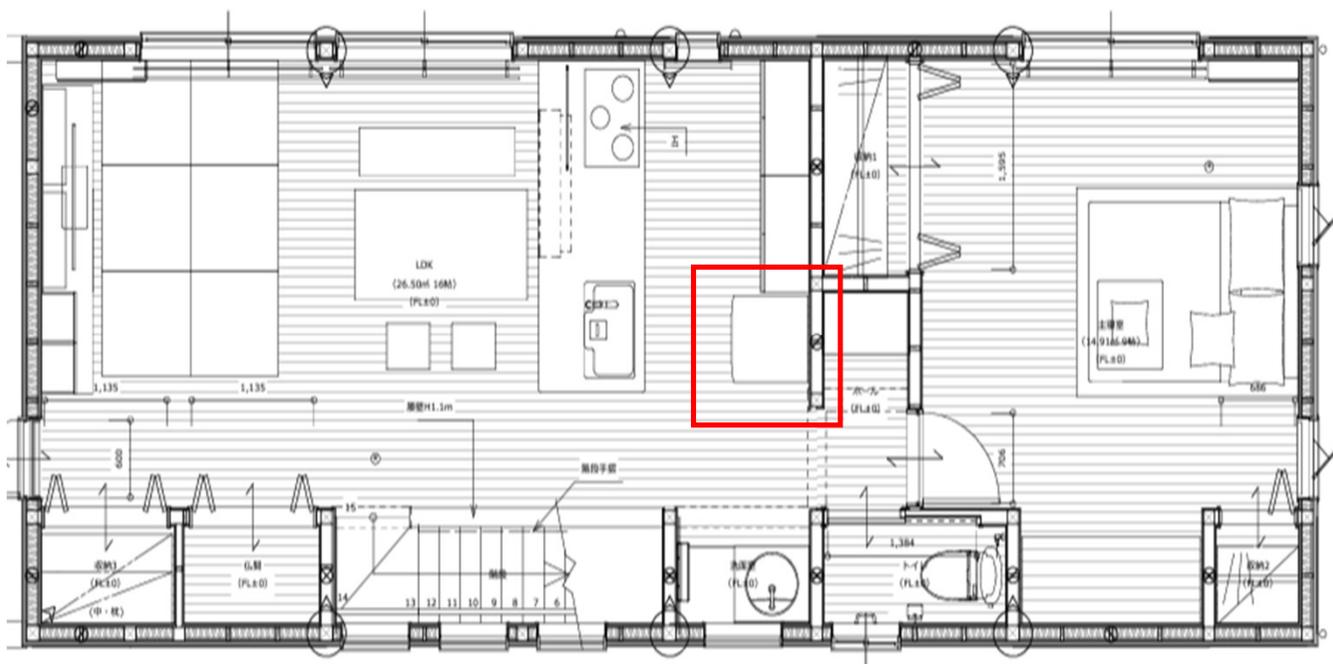
## 非常時とは

- ・ 点呼機器故障
- ・ インターネット障害
- ・ アルコール検知時 など

# 1. 業務後自動点呼

## 設置場所及び設置状況

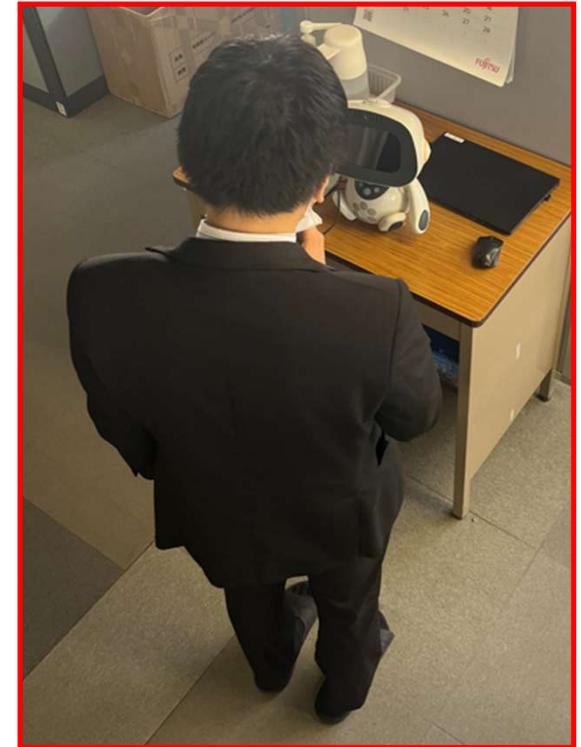
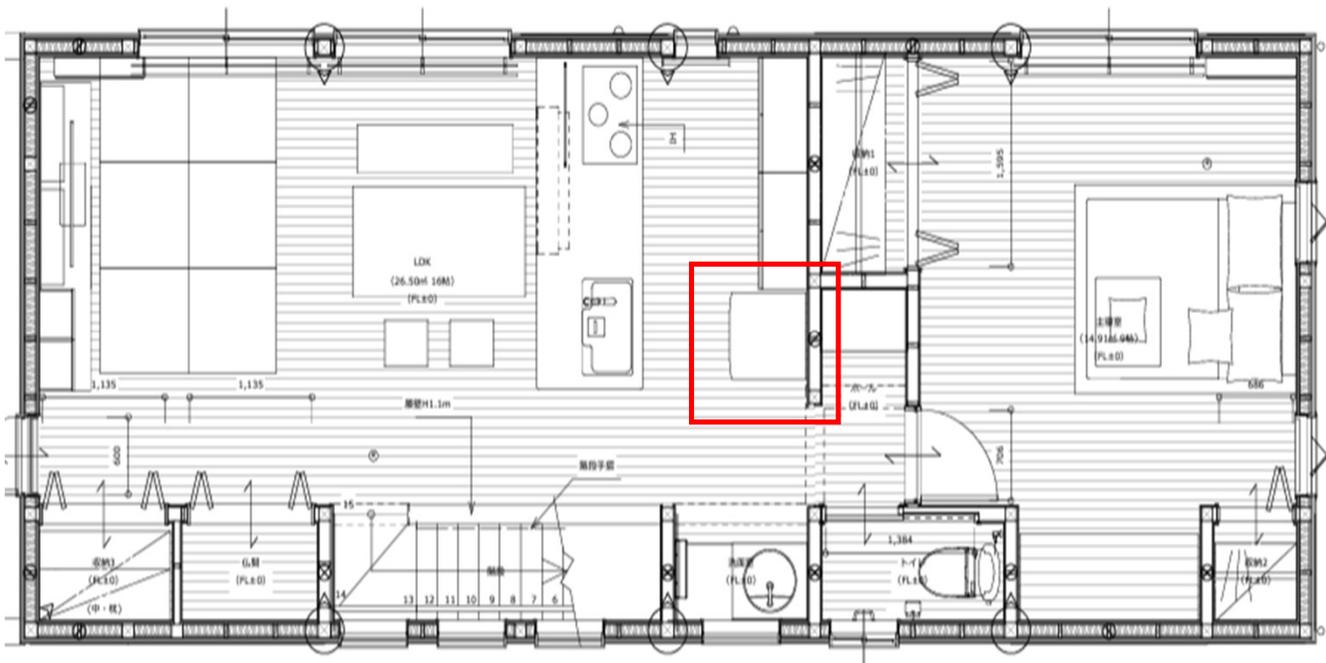
- ① 自動点呼機器の**設置場所**を記載した事務所の平面図等
- ② 周辺機器を含む、点呼**機器**の**写真**



# 1. 業務後自動点呼

## 監視カメラ

- ① **監視カメラの設置場所**を記載した事務所の平面図等
- ② 監視カメラで撮影した写真（点呼場所で点呼を受ける**乗務員の全身**が写っている画角）



# 1. 業務後自動点呼

## Ⅲ 運用上の遵守事項

事業者が乗務後自動点呼を行うにあたり、その運用上遵守すべき事項は、次のとおりとする。

1. 事業者は、乗務後自動点呼の運用に関し必要な事項について、あらかじめ**運行管理規程に記載する**とともに、運転者、運行管理者等及びその他の**関係者に周知**すること。
2. 事業者は、自動点呼機器の使用方法や故障時の対応等について運転者、運行管理者等及びその他の関係者に対し、**適切に教育・指導を行う**こと。
3. 事業者は、所定の場所以外で乗務後自動点呼が行われることを防止するため、乗務後自動点呼に用いる自動点呼機器が持ち出されないよう必要な措置を講じること。
4. 事業者は、認定製作者等が定めた取り扱いに基づき、適切に使用、管理及び保守することにより、自動点呼機器を常に正常に作動する状態に保持すること。
5. 運行管理者等は、各運転者の**乗務後自動点呼の実施予定及び実施結果を適宜確認し、点呼の未実施を防止**すること。
6. 点呼を実施する予定時刻から事業者があらかじめ定めた時間を経過しても点呼が完了しない場合には、運行管理者等が運行状況を確認する等の適切な措置を講じることができる体制を整備すること。
7. 事業者は、運転者が携行品を確実に返却したことを確認できる体制を整備すること。
8. 事業用自動車の不具合等、運行管理者等に対し早急に報告する必要がある事項については、乗務後自動点呼の実施にかかわらず、運転者から運行管理者等に対し速やかに報告するよう指導すること。
9. 運転者の酒気帯びが検知された場合には、運行管理者が対面で運転者の酒気帯びの状況を確認する等の適切な措置を講じることができる体制を整備すること。
10. 自動点呼機器の故障等により乗務後自動点呼を行うことが困難となった場合に、乗務後自動点呼を実施する営業所等の**運行管理者等による対面点呼又は実施が認められている点呼を行うことができる体制を整える**こと。
11. 事業者は、生体認証機能に必要な生体情報等個人情報を取り扱うことについて、あらかじめ、対象となる運転者の同意を得ること。

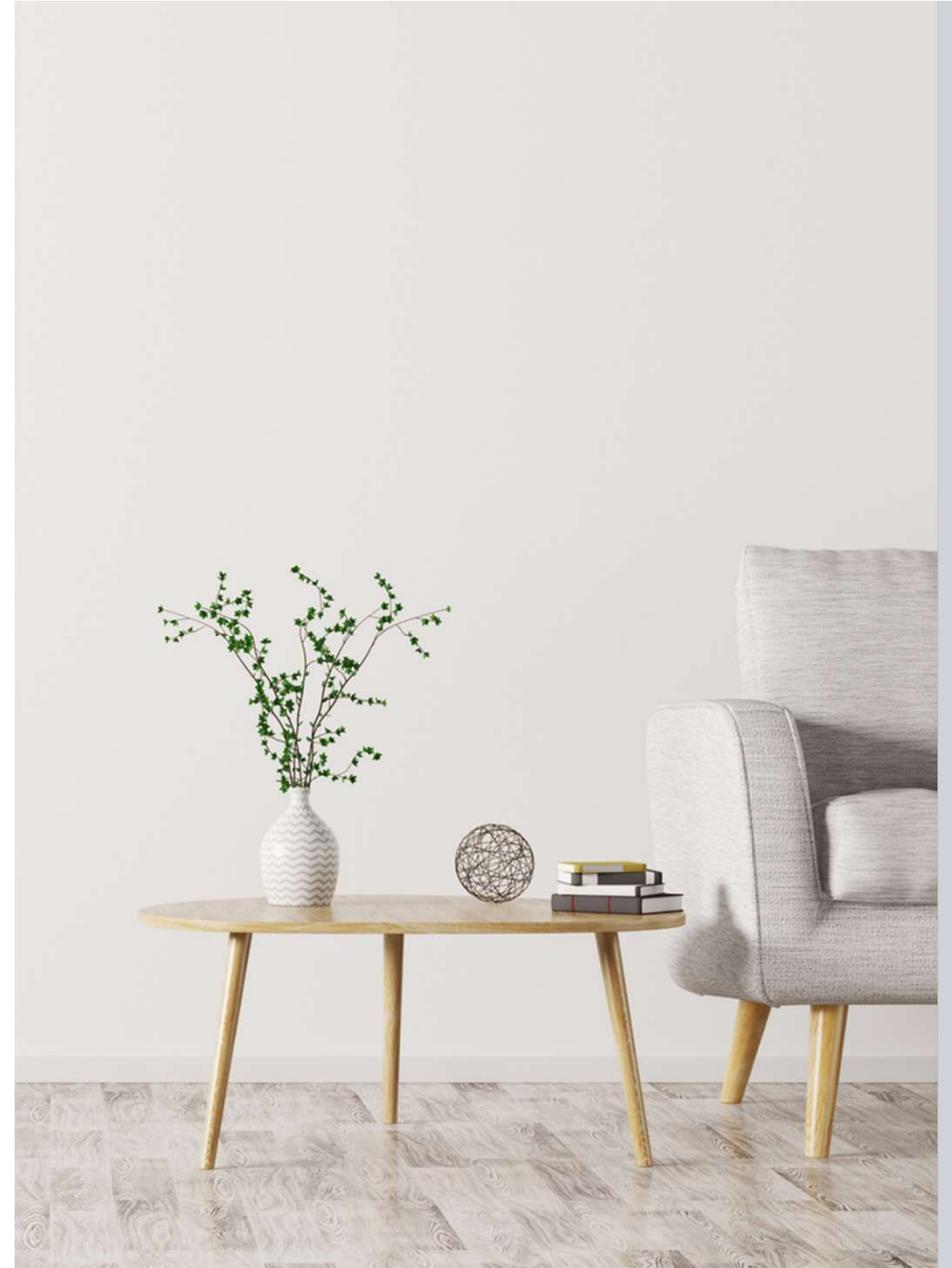
# 1. 業務後自動点呼

## 運用上の遵守事項 要約

- **運行管理規定**に記載し、関係者に周知する。また、使用方法など**教育・指導**を行うこと。
- 生体認証を使用するため**個人情報**を取り扱うことについて**同意**を得ること。
- 点呼機器を持ち出されないようにし、正常に動作する環境を保持すること。
- 点呼実施予定と実施結果を確認して、**未実施を防止**し、  
予定時間を経過しても点呼が**実施されない場合、適切な措置**を行える体制を整備すること。
- 運転者が携行品を返却したことを確認できるようにすること。
- **非常時**の体制を整えること。



## 2. 業務前自動点呼



## 2. 業務前自動点呼

### 実証実験

- **実施期間**

1次期間：2023年6月～7月  
2次期間：2023年9月～10月

- **対象事業者**

各業界団体から推薦された事業者から選定  
業種：バス タクシー トラック

- **使用機器**

ナビアシストのロボット点呼 **Tenko de Unibo** を使用。  
(現在は販売終息モデル。新型ロボット Kebbi へ移行)



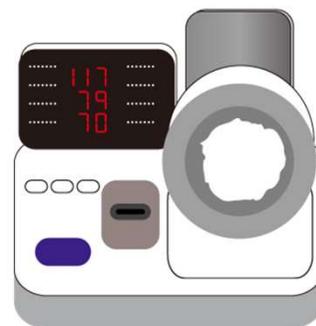
Tenko de Unibo

実証実験の結果、意見を踏まえて**業務前自動点呼の先行実施開始**

## 2. 業務前自動点呼

### 先行実施を行うためには 基本事項

- 申請書の提出
- 連携可能な体温血圧計必須
- 定期的に報告事項あり
- 現地調査の可能性あり



### 期間

受付期間：2024年12月31日まで。

実施期間：2025年 3月31日まで。

## 2. 業務前自動点呼

### 申請書

業務前自動点呼を開始する**14日前**までに**申請書**を  
下記宛先までメールで送付すること。

国土交通省委託事業事務局（株式会社野村総合研究所）  
メール：[mlit\\_jidotenko\\_fy2024dp@nri.co.jp](mailto:mlit_jidotenko_fy2024dp@nri.co.jp)

### 添付書類

- 点呼システム資料（ナブアシストよりご提供）
- 監視カメラ**の設置場所が分かる書類

#### ■ 国土交通省 運行管理高度化検討会のサイト

（文末に業務前自動点呼の実施に関する情報が記載されております）

[https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha\\_tk2\\_000082.html](https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_tk2_000082.html)

出展：国土交通省

様式1

業務前自動点呼の先行実施事業への参加申請書

令和 年 月 日

国土交通省 物流・自動車局 安全政策課長 殿

住 所 \_\_\_\_\_  
氏名又は名称 \_\_\_\_\_  
代表者氏名 \_\_\_\_\_  
(連絡先) 担当者 電話番号 \_\_\_\_\_

自動車運送事業における業務前自動点呼の先行実施事業の参加を希望するため、下記について記載し、関係書類を添えて申請します。

記

1. 業務前自動点呼対象となる運行形態（該当するもの一つに○をつけること）  
一般乗合・一般貸切・一般乗用・特定旅客・一般貨物・特定貨物

2. 業務前自動点呼を行う営業所・車庫の名称、所在地（住所）、点呼に用いる機器・システムの機器名称等。（複数の営業所で実施する場合は、営業所ごとにご記載ください。）

営業所・車庫の名称	所在地(住所)	点呼に用いる機器・システムの機器名称

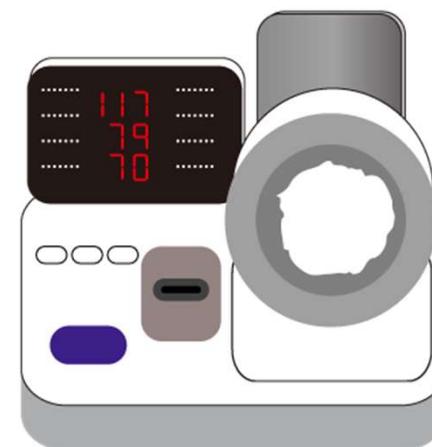
3. 実施期間  
令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日  
※開始希望日は申請日の14日以上先の日付をご記入ください。  
期間は最大で令和7年3月31日までとなります。

4. 業務前自動点呼の取組意義（点呼の確実性向上や、労働時間の削減等、本事業により期待されることをご記載ください。）

## 2. 業務前自動点呼

### 基本事項

- 本事業に係る**情報**は、**原則公表**されることに同意したとみなします。  
個人情報の取り扱いについては、個人を特定できない形で取り扱います。
- 実施する**営業所**に**所属**する**乗務員**のみ実施可能。  
実施可能場所：営業所、車庫
- 開始前までに**血圧**、**体温**の平常値を**10日分**取得しておくこと。



**血圧計 体温計 連携必須**

## 2. 業務前自動点呼

### 遵守事項

業務後自動点呼の遵守事項に合わせて下記が新たに追加されました。

- 開始**1ヶ月**は**運行管理者が立会い**のもと実施する。  
1ヶ月経過後は、可能な限り立ち会わずに実施する。
- **点呼予定を作成**し、未実施を防止する。**(システム登録必須)**
- 点呼機器によって**異常判定**された場合、**運行管理者が確認**し、適切な措置を行える体制を整備すること。
- **車両の点検**結果が**異常**だった場合、適切な措置を行える体制を整備すること。



## 2. 業務前自動点呼

### 報告事項

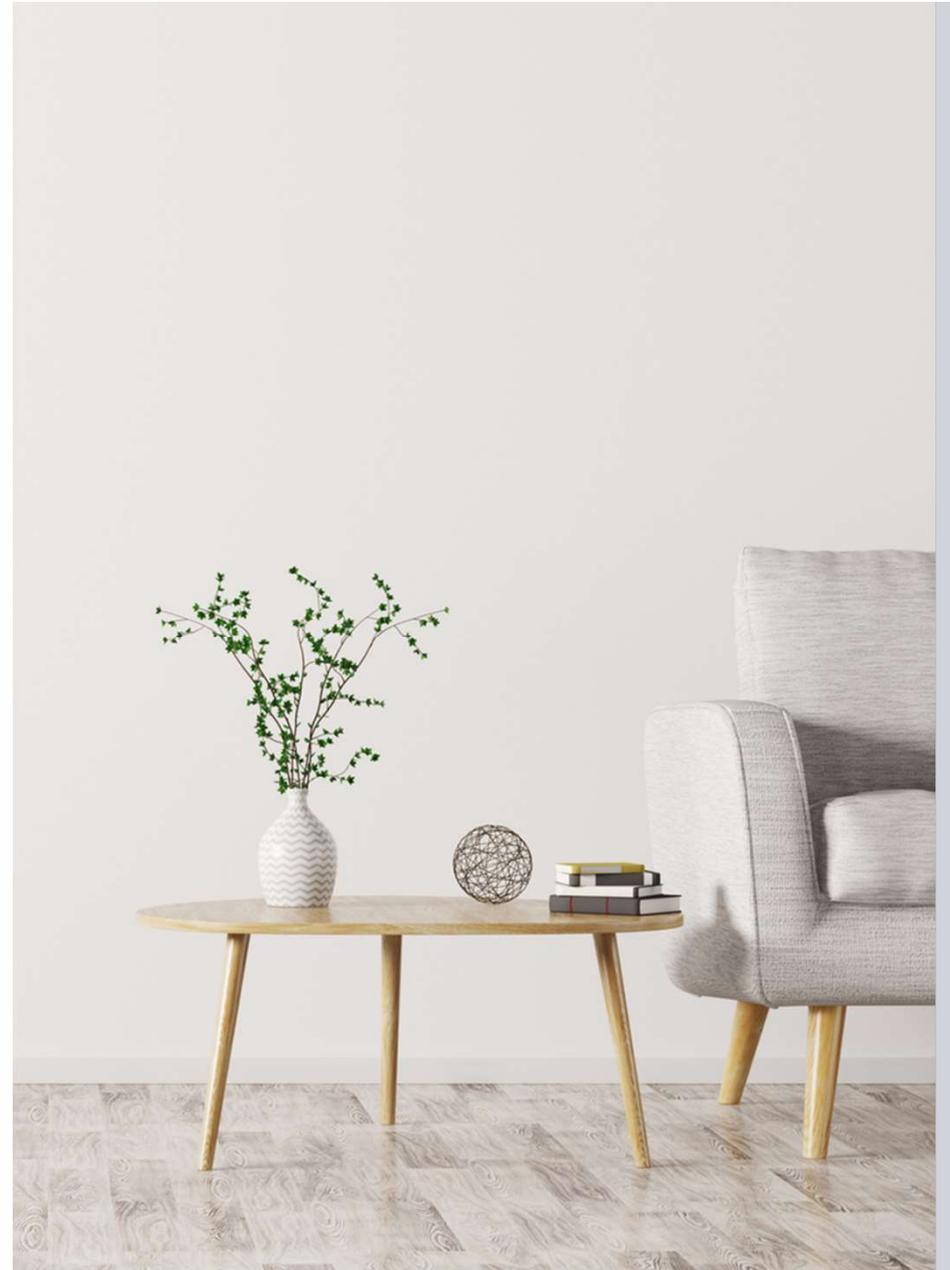
**業務前自動点呼実施中、下記項目の報告が求められます。**

- ① 業務前自動点呼を実施した運転者の数
- ② 業務前自動点呼を実施した運行の総数
- ③ 運行管理者が対応した事案（酒気帯びの検知及び健康状態の異常等）の内容とその発生頻度
- ④ 以前の点呼方法により乗務不可と判断された回数について、過去1年分の実績データ
- ⑤ その他、国土交通省又はワーキングから求められた事項

**要領に記載のない事項**であっても要請があった場合は可能な限り対応する必要があり、**現地調査**を求められた場合、誠実に対応すること。

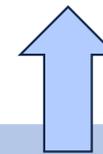
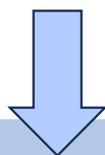


### 3. 点呼+でできること



### 3. 点呼+でできること

## 点呼+プラットフォーム



#### ロボット版 Kebbi



#### デスクトップ版



#### モバイル版



対面、IT、遠隔、自動、出先での点呼 … **全ての点呼データを一元管理！**

# 3. 点呼+でできること

## 対応表

	対面点呼	IT点呼/遠隔点呼	自動点呼
方法	疑似対面（業務前・業務後）	疑似対面（業務前・業務後）	<b>自動（業務後）</b>
ロボット版 Kebbi	○	○ （乗務員側のみ）	○ JG23-005
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・タニタ FC-1200、1200F</li> <li>・中央自動車工業 SC-502、SC-502D</li> <li>・KENWOOD CAX-AD300</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・東海電子 ALC-PRO II</li> <li>・東洋マーク AC-011、015</li> <li>・サンコーテクノ ST-3000</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・タニタ FC-1200、1200F</li> <li>・中央自動車工業 SC-502、SC-502D</li> <li>・KENWOOD CAX-AD300</li> </ul>
デスクトップ版	○	○	○ JG23-002
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・タニタ FC-1200、1200F、1500、1500F</li> <li>・中央自動車工業 SC-502、SC-502D</li> <li>・KENWOOD CAX-AD300</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・東海電子 ALC-PRO II</li> <li>・東洋マーク AC-011、015</li> <li>・サンコーテクノ ST-3000</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・タニタ FC-1200、1200F、1500、1500F</li> <li>・中央自動車工業 SC-502、SC-502D</li> <li>・KENWOOD CAX-AD300</li> </ul>
モバイル版	<b>運行上止むを得ない場合の出先点呼 （業務前・業務後・中間）</b>	○	×
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・中央自動車工業 SC-502、SC-502D</li> <li>・KENWOOD CAX-AD300</li> </ul>		—

# 3. 点呼+でできること

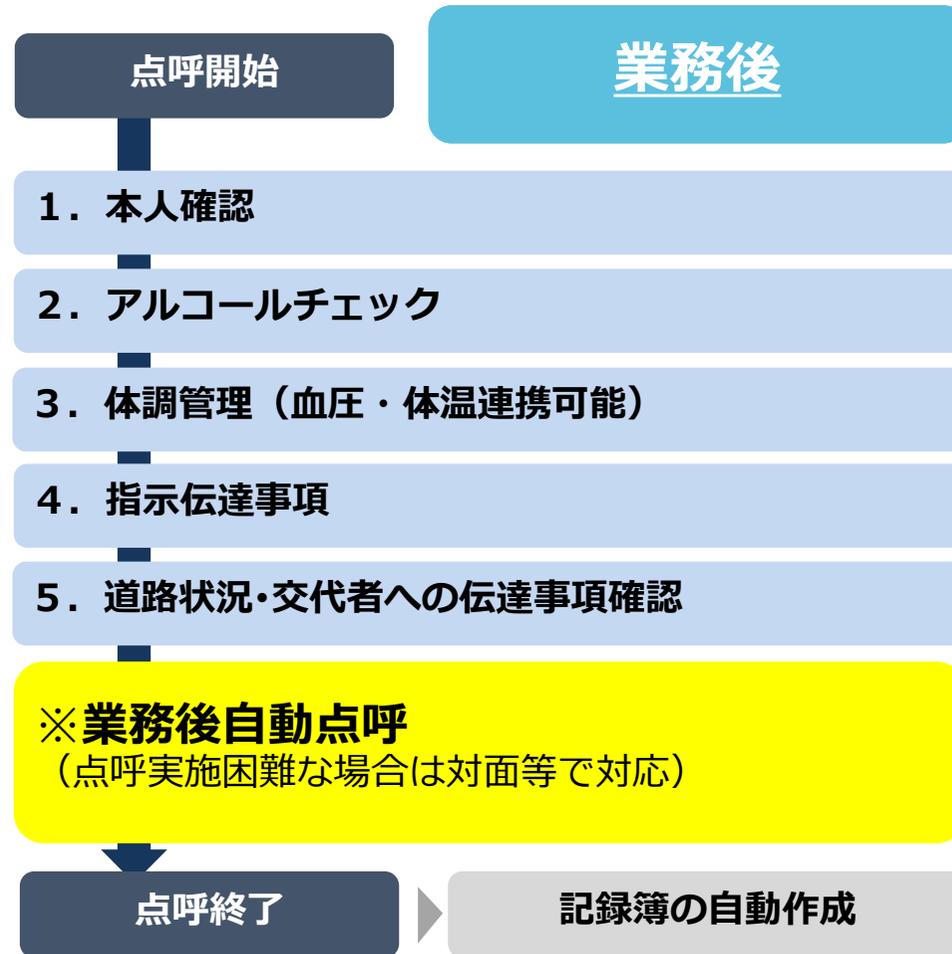
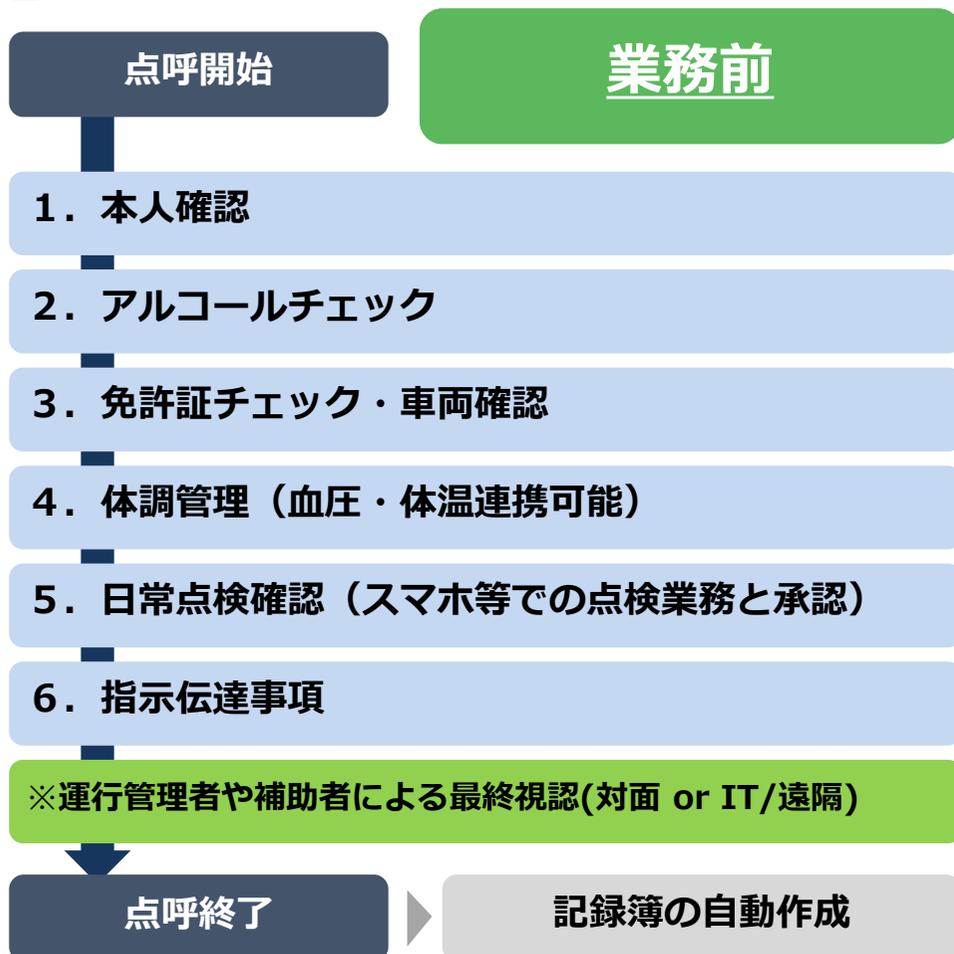
## ロボット版 デスクトップ版の違い



	ロボット版 Kebbi	デスクトップ版
月額利用料	ロボット版 > デスクトップ版	
利用料金に含まれる内容	ロボット本体利用料/クラウド利用料/ ロボット本体保守/サポート利用料	クラウド利用料/サポート利用料
契約期間	3年契約月額払	月契約月額払
接続方法	無線LAN	有線LAN 無線LAN
業務連絡	画面及び設定した音声での伝達	画面での伝達
遠隔点呼	ドライバー側のみ	管理者 ドライバー

# 3. 点呼+でできること

## 基本の流れ



おわり

